

## 序章 計画の概要

### 序－1. 計画策定の背景

- ・近年、頻発する大地震に加え、東海、東南海・南海、首都直下型地震などの発生が切迫している状況を受け、国は地震被害の軽減を図るために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」を平成25年に改正しました。
- ・このなかで、国や県・市町、国民の責務などが明確にされるとともに、基本方針が策定され、平成32年度までに、住宅・特定建築物の耐震化達成率を95%にすることが目標に掲げられました。
- ・石川県は、この改正を受け「石川県耐震改修促進計画」を改定し、平成37年度までに県内の住宅・特定建築物の耐震化達成率を国と同様の95%とすることを目標に掲げており、各市町においても「耐震改修促進計画」の策定作業を進めています。
- ・本計画は、上記の背景を勘案し、白山市内の住宅・特定建築物の耐震化を促進し、地震被害を軽減するために策定するものです。

#### ■ 石川県耐震改修促進計画における耐震化の目標 ■

#### 2-2 耐震化の目標

耐震化を住宅は平成37年度に、特定建築物は平成35年度に95%を目標とします

##### (1) 目標設定のポイント

今後10年間の目標を設定する上で、考慮すべき事項は以下のとおりです。

##### ① 国の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号、改正平成28年3月25日国土交通省告示529号）」において、住宅及び特定建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、住宅については、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

##### ② 前計画期間における耐震化の状況と今後の見通し

平成27年度末までの耐震化の状況は、前項に記載したとおりですが、目標を達成できなかった要因として、リーマンショック等による経済の低迷により、旧耐震の建物の建替えや耐震改修がこれまでのペースで進まなかったことが考えられ、今後も同様のペースで自然更新がなされると予測されます。

##### ③ 近年の地震被害の状況

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、防災拠点である公共施設が被害を受けて、救護活動や災害業務に支障がでたとされています。

##### (2) 住宅・特定建築物の耐震化の目標

上述の状況や耐震化率の実情をふまえて、住宅及び特定建築物については、平成28年度から平成37年度までの10年間で耐震化率95%を達成することを目標とします。

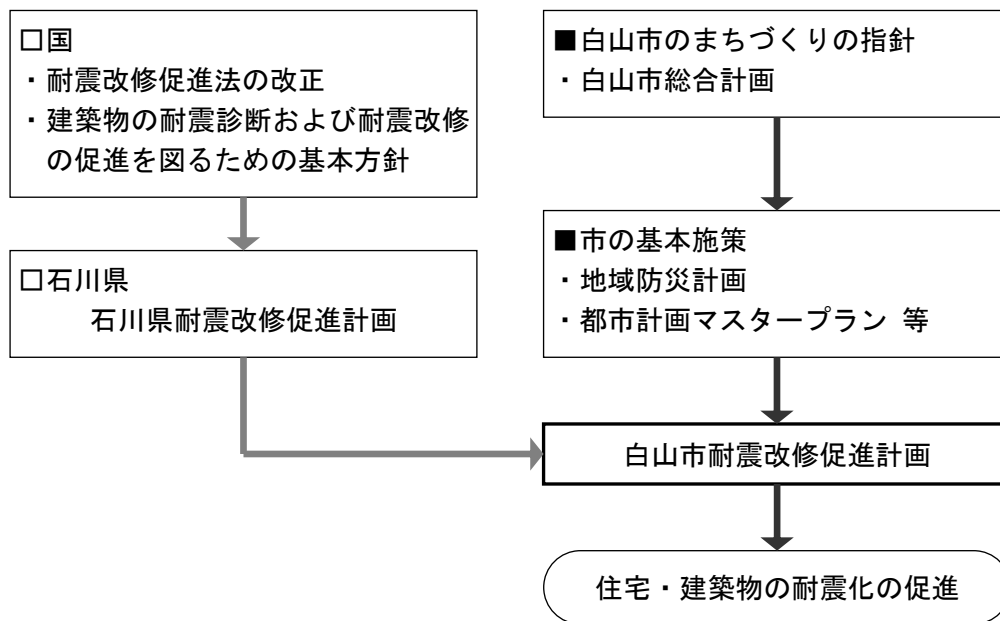
出典：石川県耐震改修促進計画（一部改定）

## 序－2．計画の概要

### 1) 計画の位置づけ

- ・本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 25 年 11 月改正)」および「石川県耐震改修促進計画(一部改定)」を踏まえ、本市における住宅・特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画として定めるものです。
- ・また、本市のまちづくりの指針である「白山市総合計画」に基づくとともに、地域防災計画や都市計画マスタープランなど、基本施策との整合を図りつつ定めます。

#### ■ 計画の位置づけ ■



### 2) 計画期間

- ・本計画は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間から 10 年延長し、平成 37 年度までの 19 年間で、耐震診断・耐震改修の促進を図るための目標とその取り組みを明らかにします。
- ・なお、中間期に計画の進捗状況等と合わせて検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直します。また、それ以外にも制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直しの必要が生じた場合には、弾力的に見直しを図ります。

### 3) 耐震化を促進する建築物

- ・本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

#### (1) 住宅

- ・阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。生命、財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

#### (2) 特定建築物（多数の者が利用する建築物）

- ・地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される建築物（特定建築物）について、耐震化を促進します。
- ・特定建築物としては、多数の人が利用する建築物、被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物などがあります。

※4～6ページ「特定建築物一覧」等 参照

#### (3) 防災上重要な建築物

- ・災害時の活動拠点や避難所になる以下の市指定施設について、耐震化を促進します。

- ①拠点型施設……………災害時に拠点として機能する施設
- ②避難型施設(指定避難所)……………災害時に避難所となる施設
- ③入所型施設……………災害時に援護が必要な住民が利用する施設

※7～11ページ「防災上重要な建築物一覧」参照

## ■ 特定建築物一覧 ■

用 途		特定既建築物 (多数の者が利用する建築物)	
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (詳細は次頁 I 参照)			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が緊急輸送道路に接する建築物 (詳細は次頁 II 参照)			全ての建築物

I 特定建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

- ・以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

- ・床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

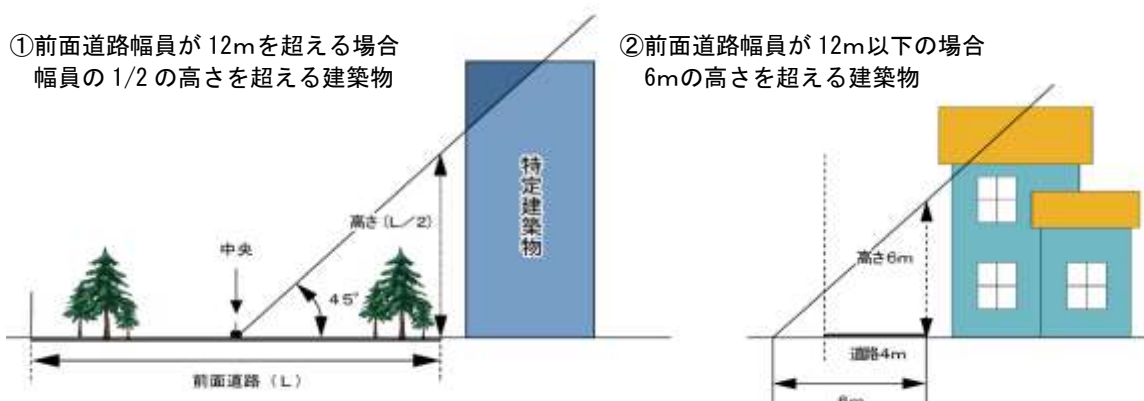
危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管および電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれの同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 t
④危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
⑤マッチ	300 マッチトン※
⑥可燃性のガス（⑦および⑧を除く。）	2 万m <sup>3</sup>
⑦圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>
⑧液化ガス	2,000 t
⑨毒物および劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 t
⑩毒物および劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 t

※マッチトン：1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200 個、約 120kg

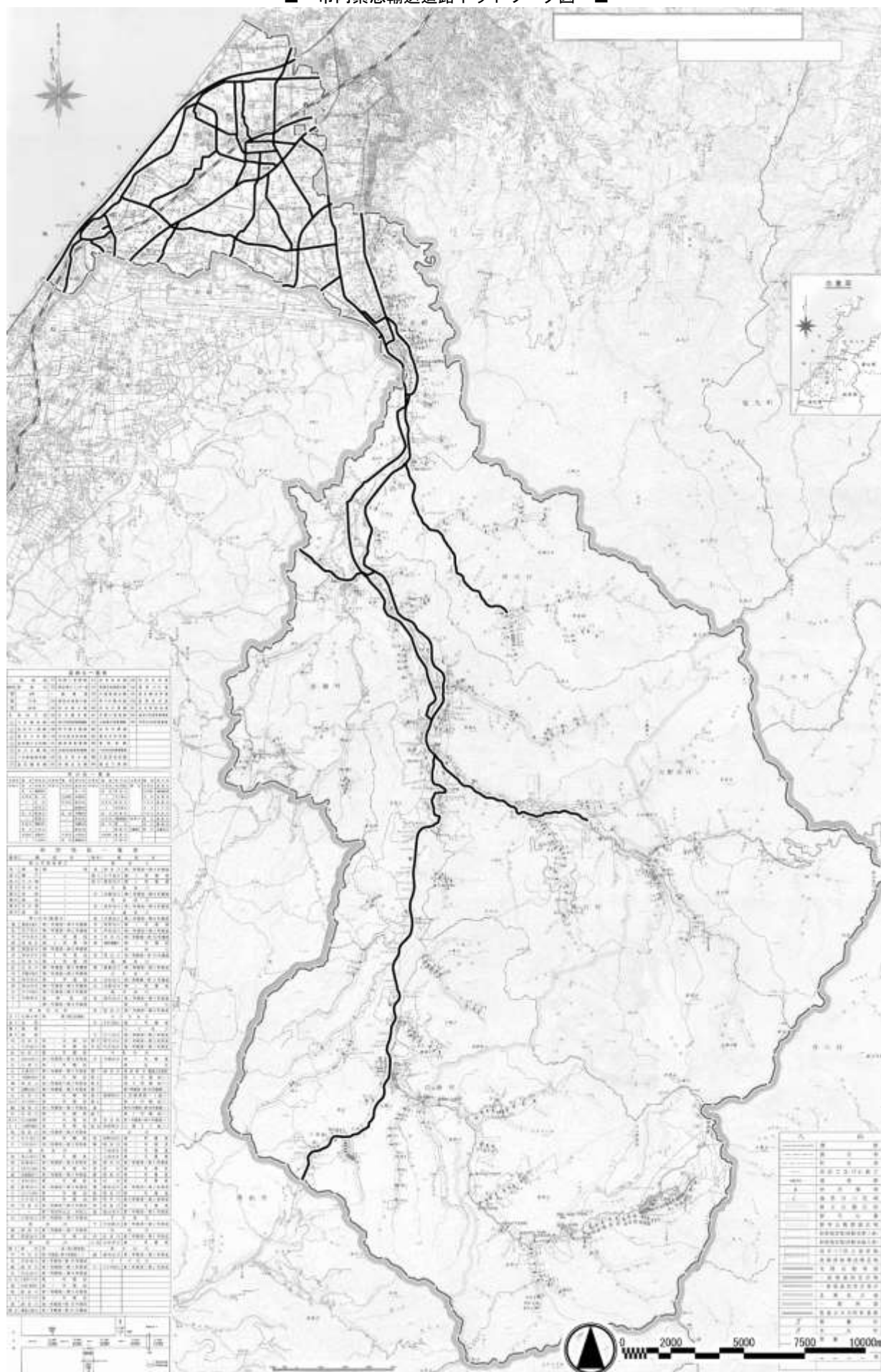
上記各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ各号に定める数量の数値で除し、それらの小を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

II 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が緊急輸送道路に接する建築物

※次ページ「市内緊急輸送道路ネットワーク図」参照



■ 市内緊急輸送道路ネットワーク図 ■



## ■ 防災上重要な建築物一覧 ■

## I 拠点型施設 【災害時に拠点として機能する施設】

番号	施設名	地域	地区名	種別
1	白山市役所（本庁）	松任		本庁
2	美川支所、美川公民館	美川	美川	支所、公民館
3	鶴来支所、鶴来公民館	鶴来	鶴来	支所、公民館
4	河内市民サービスセンター、河内公民館	河内	河内	支所、公民館
5	吉野谷市民サービスセンター、吉野谷公民館	吉野谷	吉野谷	支所、公民館
6	鳥越市民サービスセンター、鳥越公民館	鳥越	鳥越	支所、公民館
7	尾口市民サービスセンター、尾口公民館	尾口	尾口	支所、公民館
8	白峰市民サービスセンター、白峰公民館	白峰	白峰	支所、公民館
9	白山野々市広域消防本部 松任消防署	松任		消防署
10	松任消防署千代野分署	松任		消防署分署
11	美川消防署	美川		消防署
12	鶴来消防署	鶴来		消防署
13	白山消防署	河内、吉野谷 鳥越、尾口		消防署
14	白山消防署白峰分署	白峰		消防署分署
15	松任公民館	松任	松任	公民館
16	石川公民館	松任	石川	公民館
17	柏野公民館	松任	柏野	公民館
18	笠間公民館	松任	笠間	公民館
19	宮保公民館	松任	宮保	公民館
20	一木公民館	松任	一木	公民館
21	出城公民館	松任	出城	公民館
22	御手洗公民館	松任	御手洗	公民館
23	旭公民館	松任	旭	公民館
24	中奥公民館	松任	中奥	公民館
25	林中公民館	松任	林中	公民館
26	郷公民館	松任	郷	公民館
27	山島公民館	松任	山島	公民館
28	千代野公民館	松任	千代野	公民館
29	加賀野公民館	松任	加賀野	公民館
31	蝶屋公民館	美川	蝶屋	公民館
32	湊公民館	美川	湊	公民館
33	一ノ宮公民館	鶴来	一ノ宮	公民館
35	蔵山公民館	鶴来	蔵山	公民館
36	林公民館	鶴来	林	公民館
37	館畑公民館	鶴来	館畑	公民館

## II 避難型施設（指定避難所） 【災害時に避難所となる施設】

番号	施設名	地域	地区名	種別
1	松任高校（県施設）	松任	松任	学校（体育館）
2	松任公民館	松任	松任	公民館
3	松任小学校	松任	松任	学校（体育館）
4	松任中学校	松任	松任	学校（体育館）
5	若宮公園体育館	松任	松任、中奥	体育館
6	松任文化会館	松任	松任	文化会館
7	わかみや保育所	松任	松任	保育所
8	東部農村研修センター	松任	松任	研修センター
9	わかみや児童センター	松任	松任	児童館
10	北陽小学校	松任	松任	学校（体育館）
11	あいのき保育園（民間）	松任	松任	保育園
12	松任総合運動公園体育館	松任	松任、一木	体育館
13	石川公民館	松任	石川	公民館（体育館）
14	いしかわこども園（民間）	松任	石川	こども園
15	石川小学校	松任	石川	学校（体育館）
16	柏野公民館	松任	柏野	公民館（体育館）
17	日輪体育館	松任	笠間	体育館
18	笠間公民館	松任	笠間	公民館
19	笠間中学校	松任	笠間	学校（体育館）
20	宮保公民館軽	松任	宮保	公民館（体育館）
21	松陽小学校	松任	笠間、宮保	学校（体育館）
22	一木公民館	松任	一木	公民館
23	松任青少年体育館	松任	一木	体育館
24	出城公民館	松任	出城	公民館（体育館）
25	蕪城小学校	松任	出城	学校（体育館）
26	北部農村健康センター	松任	出城	研修センター
27	ぶじょう保育園（民間）	松任	出城	保育園
28	北星中学校	松任	出城	学校（体育館）
29	千代野小学校	松任	千代野、出城	学校（体育館）
30	松任海浜温泉	松任	御手洗	温泉施設
31	はまなす保育園（民間）	松任	御手洗	保育園
32	御手洗公民館	松任	御手洗	公民館
33	シーサイド松任	松任	御手洗	宿泊施設
34	旭丘小学校	松任	旭	学校（体育館）
35	光野中学校	松任	旭	学校（体育館）
36	あさひこども園（民間）	松任	旭	こども園
37	旭公民館	松任	旭	公民館（体育館）
38	翠星高校（県施設）	松任	中奥	学校（体育館）
39	中奥公民館	松任	中奥	公民館（体育館）
40	東明小学校	松任	中奥	学校（体育館）
41	松南小学校	松任	林中	学校（体育館）
42	林中公民館	松任	林中	公民館（体育館）
43	郷公民館	松任	郷	公民館（体育館）
44	山島公民館（農村健康センター）	松任	山島	公民館
45	山島台児童センター	松任	山島	児童館



番号	施設名	地域	地区名	種別
46	千代野会館	松任	千代野	研修センター
47	千代野保育所	松任	千代野	保育所
48	千代野体育館	松任	千代野	体育館
49	加賀野公民館	松任	加賀野	公民館（体育館）
50	美川スポーツセンター	美川	美川	体育館
51	美川中学校	美川	美川	学校（体育館）
52	美川小学校	美川	美川	学校（体育館）
53	蝶屋小学校	美川	蝶屋	学校（体育館）
54	湊小学校	美川	湊	学校（体育館）
55	白山青年の家（県施設）	鶴来	一ノ宮	宿泊研修センター
56	一ノ宮公民館	鶴来	一ノ宮	公民館
57	朝日小学校	鶴来	鶴来	学校（体育館）
58	鶴来中学校	鶴来	鶴来	学校（体育館）
59	白山郷公園体育館	鶴来	鶴来	体育館
60	鶴来高校（県施設）	鶴来	蔵山	学校
61	蔵山公民館	鶴来	蔵山	公民館
62	広陽小学校	鶴来	林、館畑	学校（体育館）
63	林公民館	鶴来	林	公民館
64	双葉保育所	鶴来	林	保育所
65	明光小学校	鶴来	蔵山、林、館畑	学校（体育館）
66	鶴来農村環境改善センター	鶴来	蔵山	研修センター
67	北辰中学校	鶴来	蔵山、館畑	学校（体育館）
68	鶴来総合文化会館クレイン	鶴来	林、館畑	文化会館
69	館畑公民館	鶴来	館畑	公民館
70	河内小学校	河内	河内	学校（体育館）
71	河内ウッディホール	河内	河内	体育館
72	かわち保健センター	河内	河内	保健・福祉施設
73	ふるさと保養センター清流	河内	河内	宿泊施設
74	白山ろく体育館	吉野谷	吉野谷	体育館
75	吉野谷公民館	吉野谷	吉野谷	公民館
76	旧吉野谷支所	吉野谷	吉野谷	旧支所
77	くろゆり荘	吉野谷	吉野谷	宿泊施設
78	吉野谷セミナーハウス	吉野谷	吉野谷	研修センター
79	河内保育園（民間）・児童館	鳥越	鳥越	保育園・児童館
80	鳥越ふるさとセンター	鳥越	鳥越	研修センター
81	鳥越中学校	鳥越	鳥越	学校（体育館）
82	鳥越小学校	鳥越	鳥越	学校（体育館）
83	白嶺小中学校	尾口	吉野谷、鳥越、尾口	学校（体育館）
84	鳥越大日ロッジ	鳥越	鳥越	宿泊施設
85	北竜会館	尾口	尾口	体育館
86	白峰地域交流センター	白峰	白峰	保健・福祉施設
87	白峰福祉複合施設カルテット	白峰	白峰	保健・福祉施設
88	白峰コミュニティホール	白峰	白峰	公民館
89	白峰小学校	白峰	白峰	学校（体育館）

番号	施設名	地域	地区名	種別
90	桑島健康管理センター	白峰	白峰	保健・健康施設

### Ⅲ. 入所型施設 【災害時に援護が必要な住民が利用する施設】

番号	施設名	地域	種別
1	公立松任石川中央病院	松任	病院
2	公立つるぎ病院	鶴来	病院
3	矢ヶ崎外科医院（民間）	松任	病院
4	医療法人敬愛会 松南病院（民間）	松任	病院
5	有川整形外科医院（民間）	松任	病院
6	医療法人社団 下崎整形外科医院（民間）	松任	病院
7	松葉外科胃腸科クリニック（民間）	美川	病院
8	新村病院（民間）	鶴来	病院
9	吉野谷診療所	吉野谷	診療所
10	白峰診療所、白峰保健センター （白峰福祉複合施設カルテット内）	白峰	診療所、保健センター
11	健康センター松任	松任	保健センター
12	美川すこやかセンター	美川	保健センター
13	鶴来保健センター	鶴来	保健センター
14	かわち保健センター	河内	保健センター
15	湊健康増進センター	美川	健康増進センター
16	吉野谷健康管理センター	吉野谷	健康増進センター
17	尾口健康増進センター	尾口	健康増進センター
18	千代野会館	松任	老人福祉センター
19	加賀野会館（加賀野公民館併設）	松任	老人福祉センター
20	美川老人福祉センター緑寿荘 （白山市社会福祉協議会）	美川	老人福祉センター
21	鶴来老人福祉センター蓬萊荘	鶴来	老人福祉センター
22	吉野谷老人福祉センター くらゆり荘	吉野谷	老人福祉センター
23	鳥越老人福祉センター （白山市社会福祉協議会）	鳥越	老人福祉センター
24	福寿園、ケアハウスまっとう（民間）	松任	特別養護老人ホーム、 ケアハウス
25	松美苑（民間）	松任	特別養護老人ホーム
26	つるべ荘（民間）	松任	特別養護老人ホーム
27	キラッと篤寿苑、 グループホーム キラッと篤寿苑（民間）	美川	特別養護老人ホーム、 グループホーム
28	あじさいの郷（民間）	鶴来	特別養護老人ホーム
29	大門園（民間）	吉野谷	特別養護老人ホーム
30	美杉の郷（民間）	白峰	特別養護老人ホーム
31	キラッと美川（民間）	美川	地域密着型特別養護老人ホーム
32	福祉ふれあいセンター	松任	その他福祉施設
33	身体障害者・老人福祉センターこがね荘	松任	その他福祉施設
34	美川ボランティアセンター	美川	その他福祉施設
35	鶴来障害者ふれあいセンター	鶴来	その他福祉施設
36	かわちふるさと館	河内	その他福祉施設
37	鳥越ふるさとセンター	鳥越	その他福祉施設

番号	施設名	地域	種別
38	あかね保育園	松任	その他福祉施設
39	ひかり保育園	松任	その他福祉施設
40	認定子ども園みかわ子ども園	美川	その他福祉施設
41	蝶屋子ども園	美川	その他福祉施設
42	湊保育園	美川	その他福祉施設
43	つるぎ保育園	鶴来	その他福祉施設
44	くらやま保育園	鶴来	その他福祉施設
45	あいわ保育園	鶴来	その他福祉施設
46	とりごえ保育園	鳥越	その他福祉施設
47	ケアハウス剣崎（民間）	松任	ケアハウス、 短期入所生活介護施設
48	ケアハウス鳥越（民間）	鳥越	ケアハウス
49	ケアハウス キラッと白山（民間）	美川	ケアハウス
50	千代野苑（民間）	松任	介護老人保健施設
51	なごみ苑（民間）	松任	介護老人保健施設
52	グループホーム ほたる（民間）	松任	認知症高齢者グループホーム
53	グループホーム あいけむ（民間）	松任	認知症高齢者グループホーム
54	ほほえみホーム（民間）	松任	認知症高齢者グループホーム
55	ぐるーぷほーむ 暖暖（民間）	松任	認知症高齢者グループホーム
56	グループホーム 遊子苑（民間）	松任	認知症高齢者グループホーム
57	グループホーム あすか（民間）	鶴来	認知症高齢者グループホーム
58	グループホーム ぼたん（民間）	鶴来	認知症高齢者グループホーム
59	グループホーム くらゆり（民間）	吉野谷	認知症高齢者グループホーム
60	グループホーム 共永（民間）	鳥越	認知症高齢者グループホーム
61	小規模多機能ホーム 絆（民間）	松任	小規模多機能型居宅介護事業所
62	青い鳥（民間）	鳥越	障害者短期入所事業所
63	仏子園（民間）	松任	障害者短期入所事業所
64	金城大学 看護学部棟（民間）	松任	学校
65	ふるさと保養センター清流	河内	宿泊施設
66	バードハミング鳥越	鳥越	宿泊施設
67	白峰温泉御前荘	白峰	宿泊施設